

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成31年3月20日認可した。

平成31年3月29日

香川県知事 浜田 恵造

土地改良区分名	土地改良事業名
香川県三郎池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）三郎池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）由良地区
高松市十河土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）東平田地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）下檀原地区